

県央やまなみ協議会会則

(名称)

第1条 この会は、県央やまなみ協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村（以下これらを「関係市町村」という。）及び関係市町村を所管する地域県政総合センター並びに企業等が広域連携の円滑な推進を図り、県央やまなみ地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係市町村及び県の行財政に係る情報及び意見の交換
- (2) 関係市町村の区域にわたる広域連携の企画、調査及び研究
- (3) 国、県等に対する陳情・要望
- (4) 広域連携による県央やまなみ地域の発展に寄与する取組
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、関係市町村の長（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監 事 2人

2 役員は、委員の互選とする。

(役員の任務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 協議会の会議の議長は、会長が充たる。

(幹事)

第9条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係市町村の企画主管部長及び課長等をもって充てる。

3 幹事は、協議会から指示された事項について、調査、研究及び調整並びにこれらを具現化させる取組を行う。

4 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は、会長の属する市町村の幹事をもって充てる。

(専門部会)

第10条 協議会は、必要に応じて幹事会の権限に属する事項の一部について企画、調査及び研究並びにこれらを具現化させる取組を行わせるための専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会は、部会長及び部員をもって組織し、幹事会の議長が任命する職員をもって充てる。

(オブザーバー)

第11条 協議会、幹事会又は専門部会は、専門的な助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性、先進性等を考慮し、必要な企業、団体又は個人を会長が指名し、協議会の承認をもって充てる。

3 オブザーバーは、協議会の会長、幹事会の議長又は専門部会の部会長（以下「会長等」という。）の求めにより会議に出席し、意見を述べることができる。

(オブザーバーの任期)

第12条 オブザーバーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

第13条 会長等は、必要に応じ関係者に対して協議会、幹事会又は専門部会

の会議への出席を求めることができる。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、関係市町村の負担金をもって充てる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

ただし、出納閉鎖日は、当該会計年度の翌年 5 月 31 日までとする。

(事務局)

第 16 条 協議会の事務局は、会長の属する広域行政主管課に置く。

(その他)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、
会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広域行政連絡会会則（昭和 4 4 年 1 月 2 7 日施行）は、廃止する。

附 則

この会則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 7 月 2 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 7 年 7 月 2 7 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。